

平成 26 年 7 月 29 日 (火)

【照会先】

労働基準局労働条件政策課賃金時間室

大臣官房参事官 里見 隆治

室長補佐 小泉 貴人

新垣 真理

(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線 5532)

(直通電話) 03 (3502) 6757

報道関係者 各位

## 平成 26 年度地域別最低賃金額改定の目安について

～ 目安はAランク 19 円、Bランク 15 円、Cランク 14 円、Dランク 13 円(全国加重平均 16 円) ～

今日開催された第 42 回中央最低賃金審議会で、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が取りまとめられましたので、公表いたします。

### 【答申のポイント】

#### (ランク<sup>注1</sup>ごとの目安)

各都道府県の目安については、下記(1)の金額とする。

(1) ランクごとの引上げ額は、**Aランク 19 円、Bランク 15 円、Cランク 14 円、Dランク 13 円** (昨年度はAランク 19 円、Bランク 12 円、C・Dランク 10 円)。

(2) 生活保護水準<sup>注2</sup>と最低賃金との乖離額については、裏面(参考2)のとおりであり、今後の最低賃金と生活保護水準の比較についても、引き続き比較時点における最新のデータに基づいて行うことが適当。

注1. 都道府県の経済実態に応じ、全都道府県をA B C Dの4ランクに分けて、引上げ額の目安を提示している。現在、Aランクで5都府県、Bランクで11府県、Cランクで14道県、Dランクで17県となっている。参考1参照

注2. 平成20年度の答申別紙1の公益委員見解に基づき、対象地域の生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)の人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた額

#### (参考1) 各都道府県に適用される目安のランク

ランク	都 道 府 県
A	千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	茨城、栃木、埼玉、富山、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、山梨、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、香川、福岡
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、徳島、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

この答申は、今年の7月1日に開催された第41回中央最低賃金審議会で、厚生労働大臣から今年度の目安についての諮問を受け、同日に「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会」を設置し、5回にわたる審議を重ねて取りまとめた「目安に関する公益委員見解」等を、地方最低賃金審議会にお示しするものです。

今後は、各地方最低賃金審議会で、この答申を参考にしつつ、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議の上、答申を行い、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定することとなります。

なお、今年度の目安が示した引上げ額の全国加重平均は16円（昨年度は14円）となり、目安額どおりに最低賃金が決定されれば、生活保護水準と最低賃金との乖離額は全都道府県で解消されます。

（参考2）最低賃金額が生活保護水準を下回っている地域の乖離額（C欄）

都道府県	平成24年度データに基づく乖離額（A）	平成25年度地域別最低賃金引上げ額（B）	残された乖離額（C）（=A-B）
北海道	26円	15円	11円
宮城	12円	11円	1円
東京	20円	19円	1円
兵庫	13円	12円	1円
広島	18円	14円	4円

- 別 添 平成26年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）
- 別紙1 平成26年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解
- 別紙2 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告
- 参考1 最低賃金制度と地域別最低賃金額の改定に係る目安制度の概要
- 参考2 目安審議及び地域別最低賃金審議の流れ
- 参考3 地域別最低賃金の全国加重平均と引上げ率の推移
- 参考4 平成25年度地域別最低賃金額